＜参考資料１＞

北のクリーン農産物栽培協定書

私たち○○○○生産集団構成員一同は、北のクリーン農産物表示要領に基づく表示を行うにあたって、下記のとおり栽培協定を締結し、これを厳守することを誓約します。

記

第１条　表示を行う農産物の栽培に当たっては、別に定める「栽培基準」を遵守する。

第２条　表示を行う農産物は、他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するものとする。

第３条　「栽培基準」に基づく栽培が的確に実現されるよう、構成員相互の技術交流と研鑽に努めるものとする。

第４条　表示を行う農産物の栽培に係る栽培履歴を記帳するものとする。

第５条　「栽培基準」に基づく栽培が実現できなかった場合には、北のクリーン農産物表示要領に基づく表示は行わないものとする。

第６条　この協定及び北のクリーン農産物表示要領の規定に違反した場合には、生産集団から除名するものとする。

令和　　年　　月　　日

生産集団名：

代 表 者 名：　　印

構　成　員

氏　　名	印	氏　　名	印